

## 千葉県環境審議会鳥獣部会の開催結果（概要）

- 1 開催日時 平成29年9月6日（金）  
午後1時30分から午後3時
- 2 開催場所 千葉県自治会館 9階 第1会議室  
千葉市中央区中央4-17-8
- 3 出席者  
【委員】吉田正人委員（部会長）、岡奈理子委員、羽山伸一委員、  
並木康雄委員、勝山満委員、飯沼喜市郎委員  
【県】生活安全・有害鳥獣担当部長、自然保護課長他
- 4 議案  
議案第1号 狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び第2次千葉県  
第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の変更（案）について  
議案第2号 夏目鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について  
議案第3号 清澄山鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について
- 5 審議結果  
議案第1号から第3号について、原案どおり異議なく議決された。
- 7 主な質疑・意見

### 《議案第1号》

問：基本的には規制緩和に賛成ですが、直近の捕獲頭数が2万2600頭だが、分布面積はどれくらいですか。

資料1-2のP3、2015年の捕獲の図でいうとどれくらいの面積ですか。

（羽山委員）

答：面積については、市町村からメッシュデータはもらっていますが、位置情報データがないので正確な面積が出せていません。単純に森林面積を使用することも考えられますが、安易に考えるのは危険なので使用していません。P4の農作物被害面積でいうと平成27年度では293ヘクタールとなります。（千葉県）

問：この数を捕獲してP19のCPUE・SPUEが下がっていないということか。（羽山委員）

答：CPUE・SPUEですが、平成27年度からとり始めたもので、過去のデータはありません。この計画期間の中で比較していくことを考えています。

問：捕獲頭数の整理も平成27年度からですか。(羽山委員)

答：平成25年度前後から市町村から詳細データをいただいているので、同じ水準で解析をしています。平成27年度からは、かなり詳細なデータをいただいているのでこの計画の中で変化等を追えるようにしていきたいと考えています。(千葉県)

問：直径12センチより径を大きくすると捕獲数は増えるのですか。(勝山委員)

答：わなにかかりやすくなるが、危険性が増す可能性があるので、狩猟者に十分注意をしていただくよう周知したいと考えています。(千葉県)

意：P8図5「捕獲手法別の捕獲数(平成27年度)」では、くくりわなの割合が2割しかないので、せつかく規制緩和をするのであればこの比率を高めないと。この倍ぐらいとらないといけなくなる。もっと効率的に減らすように工夫していただきたい。

(羽山委員)

#### 《議案第2号》

問：カモ類で確認された種は何羽ぐらいいるのですか。(羽山委員)

答：何羽という数までは把握していません。(千葉県)

問：ここから半径5キロ圏内に養鶏場はあるのですか。今年、千葉県でも鳥インフルエンザが出たと思うが、利害関係人にそういう方がいなかったのですか。(羽山委員)

答：養鶏をしている方の公述人の出席はありませんでした。(千葉県)

問：平成27年度の調査は冬場中心にされたと思います。小鳥類が記録されているが渡り鳥類がカウントされていなかったとのお話だったが、カモの趣向性をみると恐らくねぐら入りしているものが多くカウントされているのではないか。日中は、利根川近くの東庄・香取市エリアの河川敷に入っていたり、湿地帯などの自然採食できる場所に散っていて、ねぐら入りで入ってくると思うが、ヒシクイ、マガンがどれぐらいの数量が入っているのかそのあたりの説明をしていただきたい。(岡委員)

答：手元に資料がないので後ほど御説明いたします。(千葉県)

意：周辺に田んぼがあり、ヒシクイ、マガン、ハクチョウ、陸生の鳥等も来ると思うので、どれぐらいの環境収容力があるか視野に入れながら、また鳥インフルエンザに関して養鶏場との関係性、地元の反応を検討し問題がなく、特別鳥獣保護区に指定してほしいという要望も踏まえると、指定することはよいことと思います。(岡委員)

意：私は佐原出身なので、ここは何度も行っている場所ですが、重要な場所だと思う。ヒシクイやマガンが見られるのは茨城県、利根川の北側であったが、千葉県でも見られるようになったことは大事なことである。今回の調査でセッカ、オオジュリンが記録されていないのは、季節的な違いなのか、利根川が環境が変わってきているのか、そういうことが重要なポイントだと思うので、前回のデータと比較する際には、調査時

期等についても説明をいただきたい。(吉田委員)

《議案第3号》

問：千葉県観光の面で見ると亀山湖から清澄山にかけて関東で一番遅い紅葉の場所であり、ハイキングに来る方もいる。イノシシやマダニを撒き散らすニホンジカは捕獲してもらいたい。ハクビシンやキョンについてもマダニを撒き散らす原因なので捕獲してもらいたい。今までは農作物の被害防止を主因としての捕獲であったが、県民の安心・安全、人命を守るために捕獲してもらいたい。市町村では熱心にやっているところとそうでないところがある。マダニを撒き散らす有害動物について断固捕獲してもらいたい。(飯沼委員)

答：有害鳥獣対策、外来種対策重要な課題と認識して捕獲強化に取り組んでいるところです。8月に平成28年度捕獲実績を取りまとめた結果、あらゆる獣種で前年度の1.2倍から1.9倍捕獲頭数が増加していますが、まだ捕獲圧が十分であるとは言い難いので、さまざまな対策を講じていきたいと考えています。また、市町村により熱心なところとそうでないところがあるとの御指摘ですが、私どもも感じているところでございまして、ニホンジカとキョンについては、階層ベイズ法により地域ごとの推計値を出し、必要な捕獲数を市町村に示して捕獲を誘導する施策を打っていきたいと考えております。御指摘のとおり有害鳥獣の捕獲を強化してまいりたいと考えております。(千葉県)

問：千葉ではSFTSのウィルスが見つかったのですか。(羽山委員)

答：見つかっておりません。(千葉県)

問：東大は、自分で調査はしていないのですか。(羽山委員)

答：東大演習林内の捕獲については、鴨川市全体で許可をとっており、東大演習林から依頼を受けて鴨川市がキョンなどの捕獲をしています。(千葉県)

問：出現した鳥獣の中にヤイロチョウが入っていますが、繁殖期の調査結果ですか。

(岡委員)

答：ヤイロチョウの繁殖期は存じ上げませんが、春先と冬場に毎年調査しています。

(千葉県)

問：春先はいつごろですか。(岡委員)

答：4月から5月です。(千葉県)

意：繁殖の可能性があるのですごいですね。外来性の動物に関して、猫がわなにかかった場合はどのような扱いになるのですか。鳥獣保護管理法では、昭和30年前後に狩猟鳥獣にノネコ、ノイヌを指定している。犬は狂犬病等があるので取り締まりしているが、ノネコは法律で指定していながら、放し飼い状態となっている。ネコは野生鳥獣、特に哺乳類を大きな割合で捕っている。飼い猫は所有権があるが、ノネコは持ち主が

いなければ、捕獲しなくてはならない。法律に基づいたやり方をさせていただきたい。現場の方々によく周知が必要と思います。ヤイロチョウは地面で繁殖するのでノネコに捕食されてしまう可能性があります。特別保護地区に指定するのに魂を入れない形になるのはもったいないので、わなを仕掛ける場合には配慮をいただきたいと思います。(岡委員)

意：飼い猫がわなにかかってしまった場合、飼い主から訴えられたり、動物愛護の観点から非難がでるとの問題があります。また、ノネコがわなにかかってしまった場合、衛生上や希少鳥類に影響を与えるものを野生に放していいのかという問題があります。ノネコ、野良猫、飼い猫の区別も難しいところです。動物愛護の観点からすべてを放していいというわけではなく、希少鳥類が繁殖している場所には放してはいけませんし、飼い猫は首輪をつけたり、マイクロチップを埋め込むなり識別できるようにすることが必要だと思います。千葉県も半島なので、このような猫問題について対応が必要になってくると思います。県の方で吟味して非難されることないよう問題の整理をお願いします。(吉田委員)

問：130ヘクタールは私有地となっていますがどこの土地ですか。(岡委員)

答：東京大学の土地になります。(千葉県)

問：県指定の特別保護地区は、私有地だと所有者の許可がないと入れないが、公有地の場合、立ち入りを禁ずるといった規則はあるのですか。(岡委員)

答：ございません。(千葉県)